

職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告

参 考 資 料

平成22年9月

埼玉県人事委員会

目 次

第1 職員の給与

平成22年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	2
第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	2
第3表 職別・給料表別平均給与月額等	3
第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その1 行政職給料表	5
その2 公安職給料表	8
その3 研究職給料表	11
その4 医療職給料表(1)	13
その5 医療職給料表(2)	14
その6 医療職給料表(3)	16
その7 教育職給料表(1)	19
その8 教育職給料表(2)	21
その9 学校栄養職給料表	23
その10 事務職給料表	24
第5表 扶養手当の支給状況	27
第6表 住居手当の支給状況	27
第7表 管理職手当の支給状況	27
第8表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	
その1 フルタイム勤務職員	28
その2 短時間勤務職員	28

第2 民間の給与等

平成22年職種別民間給与実態調査の概要	29
第9表 産業別・企業規模別調査事業所数	30
第10表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	30
第11表 職種別にみた給与額等	
その1 職員給与と民間給与との比較職種	31
その2 その他の職種	33
第12表 初任給の改定状況	35
第13表 給与改定の状況	35
第14表 定期昇給の実施状況	35
第15表 昇給制度の状況	36
第16表 雇用調整の実施状況	36
第17表 賃金カット等の実施状況	37
第18表 家族手当の支給状況	37
第19表 住宅手当の支給状況	37
第20表 特別給の支給状況	38
第21表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	38
第22表 時間外労働等の割増賃金の状況	
その1 時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い	39
その2 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率	39

第3 人事院勧告

第23表 人事院による報告及び勧告の概要	41
第23-2表 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の概要	44

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法	45
第24表 世帯人員別標準生計費	46

第5 労働経済指標

第25表 労働経済指標	47
-------------	----

第1 職員の給与

平成22年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成22年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的として、平成22年4月1日現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査の対象

平成22年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。したがって、技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

3 調査の内容

平成22年4月分の給料、年齢、学歴、経験年数、諸手当の支給状況等について調査した。

4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

参考 各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けないすべての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師、歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員

第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,697	66.9	9.3	23.7	0.1	71.2	28.8
公安職給料表	11,152	46.2	6.1	47.7	—	92.4	7.6
研究職給料表	330	91.5	5.5	3.0	—	79.4	20.6
医療職給料表(1)	50	100.0	—	—	—	82.0	18.0
医療職給料表(2)	396	77.8	21.2	1.0	—	45.2	54.8
医療職給料表(3)	219	57.1	42.0	0.9	—	2.7	97.3
教育職給料表(1)	10,127	93.2	4.2	2.6	—	64.6	35.4
教育職給料表(2)	27,176	84.7	15.3	0.0	—	45.3	54.7
学校栄養職給料表	293	33.4	66.6	—	—	4.1	95.9
事務職給料表	1,207	40.7	19.1	40.1	0.1	39.4	60.6
全給料表	59,647	75.0	11.2	13.7	0.1	60.9	39.1

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下、第7表まで同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

区分	平成22年	平成21年
給与種目	円	円
給料	363,679	365,702
扶養手当	9,800	9,900
地域手当	26,811	25,055
住居手当	5,199	5,942
管理職手当	9,135	9,327
その他	8	8
合計	414,632	415,934

適用人員	8,610人	8,943人
平均年齢	44.4歳	44.3歳
経験年数	22.5年	22.4年

(注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いた民間給与との比較を行う職員を対象とし、平成21年及び平成22年における管理職手当に係る特例減額については、ないものとして集計した。
 2 給料には、給料の調整額及び切替えに伴う差額を含み、その他は、単身赴任手当等である。

第3表 職別・給料表別平均給与月額等

区 分		給料表	職員数	年齢	経験 年数	給料月額	給料の 調整額等	扶 養 手当額
			人	歳	年	円	円	円
県 職 員	一般職員	行政	8,697	44.2	22.3	361,367	617	9,706
		研究	330	45.0	21.7	385,920	—	10,958
		医療(1)	50	47.9	21.5	478,480	14,580	16,110
		医療(2)	396	42.5	19.2	353,433	6,459	6,532
		医療(3)	219	39.7	17.0	332,045	7,948	2,523
		計	9,692	44.1	22.0	361,820	1,072	9,490
	警察官	公安	11,152	38.3	17.7	330,943	20	11,698
	教 員	教育(1)	10,023	46.6	24.0	392,777	19,086	10,339
計		30,867	42.8	21.1	360,717	6,542	10,563	
負 担 法 職 員	教 員	教育(1)	104	47.8	24.3	397,204	28,722	8,688
		教育(2)	27,176	44.8	21.4	370,806	14,167	7,072
		計	27,280	44.8	21.4	370,907	14,223	7,078
	一般職員	学校栄養	293	39.4	18.0	317,168	—	2,159
		事 務	1,207	42.4	21.4	338,288	—	5,473
		計	1,500	41.8	20.8	334,162	—	4,825
計		28,780	44.6	21.4	368,992	13,481	6,961	
合 計		59,647	43.7	21.2	364,710	9,890	8,825	

(注) その他の手当額は、初任給調整手当、特勤手当等である。

地 域 手当額	合計 1	住 居 手当額	管理職 手当額	その他の 手 当 額	合計 2
円	円	円	円	円	円
26,677	398,367	5,162	9,007	8	412,544
28,349	425,227	6,478	8,117	0	439,822
84,256	593,426	5,370	52,536	236,654	887,986
25,869	392,293	4,952	3,139	0	400,384
24,103	366,619	3,678	1,820	0	372,117
26,939	399,321	5,166	8,799	1,227	414,513
24,115	366,776	4,778	1,761	220	373,535
29,772	451,974	4,799	3,081	11,620	471,474
26,839	404,661	4,907	4,399	4,238	418,205
30,730	465,344	4,558	4,394	14,348	488,644
27,849	419,894	5,088	5,795	8,570	439,347
27,860	420,068	5,086	5,789	8,592	439,535
22,353	341,680	4,300	—	0	345,980
24,063	367,824	4,850	—	0	372,674
23,729	362,716	4,743	—	0	367,459
27,644	417,078	5,068	5,488	8,144	435,778
27,228	410,653	4,985	4,924	6,123	426,685

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										4
4							2			
5										2
6										2
7										3
8										
9	5						1			1
10										
11		40	1							1
12		6								
13	7	16						1		
14	1	14								1
15	3	62								
16		13					1			
17	12	14		2					1	
18		30					2		2	
19	5	37	3						2	
20		9	7	1						
21	12	30	55	1					2	1
22		22	13						2	
23		24	31	5						
24		11	14	1						
25	13	21	50	2						
26	1	11	12	1						
27	1	56	34	16	1					
28	1	13	24	4						
29	61	29	61	8						
30	1	10	14	2						
31	19	60	43	26				1		
32	4	14	15	6				1		
33	75	29	52	16			1	4		
34	3	14	17	5			2	6		
35	10	6	41	23			1	4		
36	7	3	18	4	1		3	2		
37	113	2	69	7	3		1	7		
38	7	1	18	6	1		7	4		
39	29	4	50	53	5		7	10		
40	5	1	22	16	2		8	8		
41	11	1	77	14	8		16	9		
42	3	2	23	15	5		8	4		
43	4		72	87	23		35	7		
44	2		18	21	9		21	11		
45	3	1	87	23	9		22	23		
46	1	1	17	19	6	1	11			
47	4		104	112	19		20			
48	2		24	32	9	7	8			
49	3	1	71	62	47	5	20			
50			30	11	5	7	14			
51	1		73	28	18	6	17			
52	1		27	14	14	3	15			
53	1		66	75	93	11	14			
54			34	47	19	5	10			
55		1	93	74	40	30	17			
56			41	19	87	9	11			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57			52	68	30	25	2			
58			26	38	14	10	7			
59			98	80	106	29	1			
60			16	32	47	12	7			
61			45	29	31	48	80			
62			18	48	56	14				
63	1		12	70	15	29				
64			8	54	50	22				
65			3	23	43	43				
66			3	12	47	39				
67			3	12	29	46				
68			3	39	40	54				
69			2	10	45	34				
70			1	16	38	27				
71			2	14	13	72				
72			2	51	28	28				
73				17	45	35				
74				21	29	64				
75				14	23	115				
76				24	31	58				
77				10	41	874				
78				14	50					
79				10	31					
80			1	32	16					
81				11	33					
82				26	42					
83				14	12					
84				26	7					
85				15	140					
86				9						
87		1		14						
88			1	29						
89				6						
90				7						
91			1	11						
92			1	15						
93				211						
94										
95										
96			1							
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106			1							
107			1							
108										
109										
110										
111			2							
112										
113			4							
114										
115										

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
116	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
人員計	人 432	人 611	人 1,828	人 1,990	人 1,556	人 1,762	人 392	人 102	人 9	人 15
平均 給料月額	円 184,810	円 225,834	円 301,607	円 371,622	円 395,417	円 440,441	円 460,040	円 485,780	円 517,967	円 549,947
人員総計	人 8,697	平均 給料月額	円 361,367							

その2 公安職給料表（警察官に適用）

給 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9			1						
10									
11									
12									
13	133		1						
14									
15	6	3		1					
16	7	2							
17	97	248							
18	3								
19	13	44	15	1					
20	14	27	1						
21	111	199	24						
22	9	31	31						
23	16	119	149						
24	6	50	29						
25	31	216	100		1				
26	9	48	22		1				
27	10	113	69	3	3				
28	9	68	50		1				
29	13	167	161	47	5	1			
30	9	47	44	31	1				
31	10	106	87	49	12	2			
32	5	52	62	30	3		2		
33	8	70	169	47	12				
34	6	21	49	22	2				
35	5	15	96	35	8				
36	7	14	48	34	6		1		
37	8	26	145	51	7	1			
38	7	5	71	28	2		2		
39	4	14	106	51	9	2			2
40	3	18	60	28	4				11
41	6	8	111	49	11	1	2		3
42	8	5	63	32	5		1		3
43	1	11	98	48	7		1	1	5
44	2	11	52	23	4	1	1		3
45	2	5	61	36	10				21
46	2	1	30	22	2		3		
47	3	4	46	50	4	1	2		
48	3	4	36	25	6	1	2		
49		3	40	34	15	1	3		
50	3	1	35	25	5	2	2		
51	2		33	63	15		2		
52		1	34	29	5		3		
53	2	2	24	47	14		6		
54			15	31	3	4	7	2	
55			25	48	6	1	3	3	
56		1	18	17	7	3	6		
57			34	61	8	1	11	3	
58			10	14	8	2	5	1	
59	1		18	61	6	1	10		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
60		1	18	21	10	4	10		
61		1	10	69	7		11	121	
62			14	17	13	3	4		
63			23	47	13	3	16		
64			11	14	14	4	6		
65			13	43	17		9		
66		1	6	24	20	4	5		
67			23	44	7	1	17		
68			6	30	19	10	10		
69			14	32	7	2	21		
70			4	32	14	8	5		
71			21	46	8	4	18		
72			2	29	16	6	12		
73				33	8	3	19		
74				35	31	11	4		
75				28	13	3	30		
76			2	36	32	8	7		
77			1	27	13	3	226		
78			1	38	25	11			
79				10	9	2			
80				25	33	10			
81				15	9	4			
82				43	27	19			
83				13	21	5			
84				41	34	12			
85				8	53	436			
86				37	38				
87				14	48				
88				53	27				
89				14	48				
90				49	35				
91				15	35				
92				44	20				
93				16	58				
94				44					
95				18					
96				44					
97				22					
98				40					
99				28					
100				46					
101				20					
102				52					
103				18					
104				47					
105				8					
106				53					
107				8					
108				49					
109				12					
110				74					
111				8					
112				51					
113				16					
114				89					
115				12					
116				65					
117				11					
118				67					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
119	人	人	人	人	人	人	人	人	人
120				15					
121				69					
122				13					
123				75					
124				17					
125				85					
126				557					
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 594	人 1,783	人 2,542	人 3,948	人 1,000	人 601	人 505	人 131	人 48
平均 給料月額	円 197,825	円 223,335	円 264,622	円 376,694	円 418,732	円 454,323	円 465,031	円 489,530	円 507,465
人員総計	人 11,152	平均 給料月額	円 330,943						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2			
10					
11					
12					
13		3	1		
14		1			
15		1	4		
16					
17		5	2		
18			1		
19		1	2		
20		1	1		
21		3	3		
22			2		
23		1	1		
24			1		
25		2	3		
26		1			
27		1	2		
28		1	3		1
29		3	2		
30			1		
31		1	1		
32			1		
33		3	2		
34		1	1		
35			3		
36		1			
37		1	2		
38			2		1
39					
40			2		1
41		1	5		
42					
43			4		
44			1		
45			2		
46			2		
47			6	1	
48					
49			2		
50			2		
51			6	5	
52			1	2	
53			3		
54			9	1	
55			3	3	
56			6		
57	1		6	7	
58			4	6	
59			6	3	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
60			1	5	
61			1	2	
62			7	3	
63			2	1	
64			6	1	
65			2	2	
66			4	2	
67			2	3	
68			9	7	
69			1	1	
70			1	3	
71			3	1	
72			1	4	
73			4	3	
74			3	3	
75			1	1	
76			2	2	
77			1	19	
78			6		
79					
80			1		
81			7		
82			1		
83			3		
84			2		
85			2		
86			4		
87					
88			1		
89			12		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
119	人	人	人	人	人
120					
121					
人員計	人 1	人 34	人 201	人 91	人 3
平均 給料月額	円 238,400	円 239,838	円 379,765	円 452,415	円 486,033
人員総計	人 330	平均 給料月額	円 385,920		

その4 医療職給料表(1) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		1		
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32		1		
33				
34				
35		1		
36		1		
37	2			
38				
39		2		
40		1		
41		1		
42				
43	1			
44				
45				
46		1	1	
47		1		
48			1	
49				
50				
51				
52				
53		1		
54			1	
55				
56			2	
57				1
58				
59				

級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
60				
61			1	
62		1	1	
63				
64				
65		1		6
66		1	2	
67				
68				
69				
70		1	1	
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77		1		
78				
79				
80			1	
81				
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88		1		
89			5	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計	人 8	人 17	人 18	人 7
平均 給料月額	円 311,650	円 443,718	円 536,072	円 605,471
人員総計	人 50	平均 給料月額		円 478,480

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

給 号	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人	7級 人	8級 人
1								
2								
3			4					
4								
5		2						
6								
7		2	10					
8								
9		5	1					
10								
11		1	9					
12		1						
13		14	4					
14			1					
15			3					
16			1	1				
17		2		2	2			
18			3					
19		2	4					
20		1	1	1	1			
21			1	5	2			
22			1	2				
23		1	3	2	1			
24			1	1	1			
25			2	3	2			
26								
27			4	1	3			
28		1			4			
29				1				
30				1	2			
31			1	3	4			
32					2			
33				3	3			
34	1			1	3			
35					4		4	
36					1		1	
37					2			
38					2			
39					7			
40		1	1		4		2	
41					1			
42					2			
43					6	2		
44					3			
45					2	1		
46								
47					9	2		
48					1	3		
49					4	1		
50					4			
51					8	1		
52					2	1		
53					2			
54					3	1		
55					7	3		
56					2	5		
57					5	3		
58					4	6		
59					6	7		

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
級	人	人	人	人	人	人	人	人
60					2			
61					3	5		
62					3	5		
63					2	3		
64					1	1		
65					2	35		
66					5			
67					7			
68					1			
69					2			
70					7			
71					6			
72					1			
73					2			
74								
75					3			
76					1			
77					1			
78					1			
79					1			
80					1			
81					1			
82					1			
83					3			
84					1			
85					9			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 1	人 33	人 55	人 27	人 188	人 85	人 7	人 0
平均 給料月額	円 193,500	円 198,918	円 236,869	円 282,956	円 374,139	円 457,021	円 478,454	円
人員総計	人 396	平均 給料月額	円 353,433					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
級	人	人	人	人	人	人	人
1			1				
2							
3			5				
4							
5		2					
6			1				
7			5				
8			1				
9		4					
10							
11							
12							
13		7					
14							
15		3	2				
16							
17		3	1				
18			1				
19		5					
20			1				
21			2				
22			1				
23			2				
24							
25			4				
26							
27		1					
28					1		
29							
30							
31		1	3				
32			1				
33			1			1	
34			2				
35			2		3		
36			3		1		
37					2	1	
38							
39		1	1		2		
40						1	
41		1			3		
42						1	
43			3		2		
44			1				
45						5	
46			1			2	
47			1		1	2	
48					3	3	
49					2	1	
50					1	2	
51					2	4	
52					1	4	
53					2	2	
54					2	3	1
55					3	1	
56					2	3	
57					5	3	
58					2		
59					1		

級 号給	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人	7級 人
60					3	1	
61					3	1	
62					1	2	
63					4	2	
64					5	1	
65					1	3	
66					2	1	
67					2	2	
68					3		
69					1	10	
70							
71							
72					2		
73					1		
74					2		
75							
76					2		
77							
78							
79							
80					2		
81							
82					1		
83							
84					1		
85							
86							
87							
88							
89					1		
90					1		
91							
92					1		
93					1		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計	人 0	人 28	人 46	人 41	人 80	人 24	人 0
平均 給料月額	円	円 209,257	円 262,074	円 326,532	円 381,166	円 455,087	円
人員総計	人 219	平均 給料月額	円 332,045				

その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						60	2	35		8	
2						61	4	55	1	16	
3						62		26	1	7	
4						63	2	47		11	
5		40				64	1	30	1	13	
6						65	2	55	5	5	
7		1				66		27	1	13	
8		4				67	1	28		29	
9		51				68	2	33	1	19	
10						69	3	52		25	
11		6				70		38	1	9	
12		17				71		53	3	16	
13	1	47				72		32	6	8	
14		1				73	3	44	2	9	
15		15				74		32	6	12	
16		14				75	1	67	3	5	
17		38				76	2	26	15	5	
18		9				77	5	44	4	10	
19		30			1	78		35	4	13	
20		17				79	3	50	15	8	
21		41				80	1	16	2	4	
22		5				81	3	34	2	11	
23		36				82	1	37	7	5	
24		18				83	1	70	3	8	
25	1	37				84	2	25	3	3	
26	1	22			1	85	6	48	8	2	
27	1	24			1	86	3	70	5	2	
28		19				87	4	27	4	1	
29	1	44			3	88	6	48	3		
30	1	17			1	89	3	63	3		
31		21				90	2	32	3		
32	1	22			1	91	11	36	2		
33	4	52				92	1	69	4		
34	1	15			2	93	6	53	2		
35		24			1	94	2	133	3		
36		26			1	95	6	66	1		
37	1	56			7	96	2	122	2		
38	2	22			8	97	6	104			
39		27			7	98	4	176			
40	1	33			7	99	4	80			
41	2	61			19	100	5	252	1		
42		29			12	101	5	80			
43	3	30			17	102	3	97			
44	3	26			12	103	7	279			
45		48			17	104	2	88			
46		12			9	105	1	137			
47	1	17			18	106	3	187			
48	1	25		1	8	107	4	168			
49	1	24			11	108	4	123			
50	1	13		1		109	1	164			
51	1	25			7	110	4	103			
52	3	35		10	5	111	3	119			
53	1	51		2		112	6	170			
54	1	21		2		113	1	63			
55	3	24		7	2	114	11	122			
56	1	35		3		115	1	145			
57	6	49		3		116	5	171			
58	2	27	1	6	1	117	1	158			
59	2	31		4		118	1	102			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
119	4	130			
120	3	172			
121	2	84			
122	3	92			
123	4	132			
124	1	182			
125	1	78			
126	3	92			
127	1	134			
128	1	215			
129		91			
130	2	96			
131		123			
132		186			
133		91			
134		135			
135		134			
136		147			
137		95			
138		119			
139		90			
140		100			
141		51			
142		61			
143		27			
144		28			
145		36			
146		46			
147		5			
148					
149		4			
150					
151					
152					
153	2				
人員計	人 248	人 9,256	人 128	人 316	人 179
平均 給料月額	円 289,429	円 390,958	円 420,229	円 457,485	円 498,774
人員総計	人 10,127	平均 給料月額	円 392,823		

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						60		65			
2						61		90	2	1	
3						62		83	4	1	
4						63		129	1		
5						64		92		2	
6						65		178	5	3	
7						66		83		8	
8						67		102		1	
9						68		103	4	12	
10		1				69		142	5		
11		1				70		84	8	5	
12						71		128	2	19	
13						72		102	5	5	
14						73		122	5	19	
15		1				74		77	7	31	
16		1				75		110		26	
17		298				76		81	16	28	
18		4				77		123	2	38	
19		20			1	78		72	6	35	
20		24				79		76	25	53	
21		369				80		74	6	81	
22		5			3	81		121	22	50	
23		55			6	82		90	18	64	
24		40			7	83		149	13	81	
25		424			10	84		96	20	69	
26		13			34	85		96	15	32	
27		87			55	86		77	15	75	
28		63			46	87		133	12	48	
29		214			51	88		69	18	54	
30		31			64	89		75	22	52	
31		313			64	90		81	12	76	
32		68			46	91		129	13	38	
33		190			72	92		73	22	38	
34		69			42	93		108	7	22	
35		317			36	94		95	12	23	
36		70			35	95		167	8	16	
37		153			61	96		83	10	13	
38		81			28	97		119	3	13	
39		167			50	98		169		13	
40		71			44	99		79	5	12	
41		284			68	100		94	3	20	
42		93			47	101		182	1	13	
43		155			89	102		104	2	13	
44		86			51	103		116	2	12	
45		302			24	104		155	2	18	
46		97			13	105		125		9	
47		155			26	106		258		6	
48		124			38	107		132		6	
49		280			11	108		203		10	
50		95			13	109		214		2	
51		145			11	110		207		5	
52		120			8	111		132		8	
53		264			71	112		315		2	
54		91		1		113		150			
55		143	1			114		150			
56		97				115		364			
57		211	1	1		116		200			
58		55				117		219			
59		82	2			118		261			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
119		255			
120		154			
121		256			
122		160			
123		196			
124		307			
125		170			
126		374			
127		311			
128		324			
129		318			
130		239			
131		269			
132		425			
133		208			
134		251			
135		277			
136		378			
137		180			
138		263			
139		330			
140		425			
141		241			
142		328			
143		345			
144		539			
145		307			
146		405			
147		346			
148		425			
149		285			
150		319			
151		193			
152		217			
153		128			
154		134			
155		58			
156		60			
157		102			
158		55			
159		2			
160		2			
161		8			
人員計	人 0	人 24,304	人 364	人 1,283	人 1,225
平均 給料月額	円	円 361,763	円 411,119	円 437,023	円 468,901
人員総計	人 27,176	平均 給料月額	円 370,806		

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3			2		
4			1		
5		12			
6					
7		5	8		
8			1		
9		7	2		
10					
11		9	3		
12					
13		5	2		
14		2	6		
15	1	3	4		
16		1	1		
17	1	1	1		
18			10		1
19	1	5	6		
20		1		2	2
21					2
22			4		3
23	1		1	1	2
24				3	1
25		1	1	1	1
26			1		1
27			1	1	3
28		1		1	1
29				2	
30					2
31					1
32				2	2
33					1
34					4
35					
36					
37					
38					2
39				1	3
40					4
41					3
42					2
43					1
44					2
45					
46					2
47					
48					
49					1
50					1
51					1
52					
53					1
54					
55					2
56					1
57					2
58					
59					1
60					1

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
61					
62					1
63					1
64					3
65					1
66					3
67					1
68					1
69					6
70					
71					5
72					1
73					7
74					3
75					1
76					1
77					5
78					1
79					6
80					
81					1
82					5
83					4
84					1
85					52
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 4	人 53	人 55	人 14	人 167
平均 給料月額	円 169,650	円 194,672	円 236,302	円 286,364	円 388,792
人員総計	人 293	平均 給料月額	円 317,168		

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	5					
10						
11	1	3				
12		3				
13		4				
14	1	2				
15		14				
16		7				
17	8	9				
18	1	7				
19	5	7				
20		3	1			
21	12	6	5			
22		8	1			
23	2	9	4			
24	2	4	2			
25	12	16	5			
26		1	2			
27	1	6	5			
28	1	4	1			
29	31	9	5			
30		1	2			
31	10	11	12	2		
32	3	1	1			
33	25	10	6			
34		1	2			
35	11	2	9			
36	1		1	1		
37	18	1	3	1		
38	5		1	1		
39	4		8	8		
40	4		2	1		
41	6		10	4		
42			1	5		
43			5	5		
44	1		4	3		
45	1		15	9		
46			3	5		
47			4	5		
48	1		4	1		
49			16	2		
50			4	2	1	
51			3	4		
52			1	2	1	
53			8	8	4	
54			1	5	2	
55			1	1	1	
56			1	6	7	
57				4	9	
58				2	6	
59				1	5	

級 号給	1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人
60				5	7	
61				11	8	
62			1	1	12	
63			1		5	
64				3	4	
65				2	7	3
66				1	9	
67					5	5
68					11	2
69					7	26
70					5	3
71					3	9
72					21	8
73					4	9
74					8	13
75					3	21
76					21	12
77					2	176
78					20	
79					29	
80					4	
81					4	
82					24	
83					13	
84					6	
85					49	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						

級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
119	人	人	人	人	人	人
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 172	人 149	人 161	人 111	人 327	人 287
平均 給料月額	円 179,316	円 224,744	円 293,710	円 357,754	円 401,940	円 437,464
人員総計	人 1,207	平均 給料月額	円 338,288			

第5表 扶養手当の支給状況

区 分	受給者数
配偶者	15,512人
配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目の子等	1,259人
上記以外の扶養親族	36,442人
うち特定期間にある子	14,802人
扶養手当受給者	26,704人
支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数	2.0人
支給されている職員1人当たりの平均手当月額	19,712円

(注) 現行の支給月額、配偶者が13,000円、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目の子等は11,000円、それ以外の扶養親族は1人につきそれぞれ6,500円である。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳から満22歳までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分	受給者数
借家・借間居住者	8,469人
手当月額27,000円未満の受給者	1,545人
手当月額27,000円の受給者	6,924人
借家・借間居住者の1人当たり平均手当月額	26,308円

(注) 借家・借間の最高支給限度額は、27,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	知事部局等	部長	副部長	課長	副課長				
県立学校		校長		教頭		事務部長	事務長		
警察本部		参事官 警察署長	課長 副署長	主席調査官	次席				
受給者	27人	1,545人	404人	2,095人	19人	85人	89人	4,264人	68,886円

第8表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	130			104		11	13	1		1	
公安職給料表	27				26				1		
研究職給料表	5			4	1						
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	12				7		5				
医療職給料表(3)	2			2							
教育職給料表(1)	79		76			3					
教育職給料表(2)	318		297			21					
学校栄養職給料表	5				5						
事務職給料表	28			28							
給料表計	606										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした。(下表について同じ。)
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする。(下表について同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	148			148							
公安職給料表											
研究職給料表	7			7							
医療職給料表(1)											
医療職給料表(2)	4				4						
医療職給料表(3)											
教育職給料表(1)	281		273		8						
教育職給料表(2)	79		79								
学校栄養職給料表											
事務職給料表											
給料表計	519										

第2 民間の給与等

平成22年職種別民間給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった平成22年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された1,983事業所

(2) 調査対象職種

78職種（うち初任給関係職種19職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を組織、産業、規模によって27層に層化し、これらの層から433事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 集計

(1) 調査実人員

調査実人員は15,550人（うち初任給関係職種993人）であるが、うち行政職に相当するものは12,993人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は111,224人であり、うち行政職に相当するものは77,657人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	393	165	151	77
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	22	8	8	6
製造業	220	76	91	53
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業、運輸業、郵便業	72	43	17	12
卸売業、小売業	29	15	13	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	16	9	4	3
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	34	14	18	2

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が40事業所あった。
2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(下表について同じ。)

第10表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模別初任給			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員	大学卒	197,428 円	197,005 円	196,940 円	203,373 円
	短大卒	170,405	172,104	168,423	—
	高校卒	163,072	164,308	161,219	170,210
新卒技術者	大学卒	203,088	208,385	199,006	199,505
	短大卒	175,245	176,570	177,072	160,000
	高校卒	166,298	163,820	169,604	165,525
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	199,475	200,610	197,729	201,406
	短大卒	171,939	173,083	171,597	160,000
	高校卒	165,040	163,982	165,323	166,512

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第11表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分給与の平均額			備考	対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長 工場長	46	53.0	723,435	135	723,300	構成員50人以上の 支店(社)又は工場 の長 (取締役兼任者を 除く。)	規模500人以上 行政職9、10級 規模100人以上500 人未満 行政職7、8級 規模100人未満 行政職6、7級
	部長	592	51.6	669,990	950	669,040	2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同上
	次長	110	51.0	596,120	118	596,002	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同上
	課長	1,329	47.7	553,616	4,063	549,553	2係以上又は構成員 10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	規模500人以上 行政職7、8級 規模100人以上500 人未満 行政職5、6級 規模100人未満 行政職5級

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成22年4月分給与の平均額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課長代理	214	45.6	463,774	36,273	427,501	<p>前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</p>	<p>規模500人以上 行政職5、6級 規模100人以上500人未満 行政職4級 規模100人未満 行政職4級</p>
	係長	1,239	45.1	458,809	49,069	409,740	<p>課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職</p>	<p>規模500人以上 行政職3、4級 規模100人以上500人未満 行政職3級 規模100人未満 行政職3級</p>
	主任	1,668	41.5	420,826	59,121	361,705		<p>規模500人以上 行政職2級（一部は3、4級） 規模100人以上500人未満 行政職2級（一部は3級） 規模100人未満 行政職2級（一部は3級）</p>
	係員	7,274	34.5	334,066	45,179	288,887		行政職1級

その2 その他の職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成22年4月分給与の平均額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	50.5	933,542	0	933,542	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	65	48.1	649,716	525	649,191	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	43	41.3	470,246	15,300	454,946	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研究員	121	42.6	527,444	31,359	496,085	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
	研 究 員	195	29.6	341,885	54,004	287,881	
	研究 補助員	11	26.9	334,288	48,331	285,957	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	65.8	976,342	0	976,342	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	8	49.3	1,235,344	83,519	1,151,825	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	15	48.3	1,154,668	25,867	1,128,801	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成22年4月分給与の平均額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 臨時手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	6	51.2	468,013	24,005	444,008	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	98	33.5	320,979	16,021	304,958	
	診 療 放射線技師	84	34.9	343,387	29,174	314,213	
	臨 床 検 査 技 師	89	39.0	302,882	12,937	289,945	
	理 学 療 法 士	96	30.4	306,290	14,518	291,772	
	作 業 療 法 士	77	31.1	298,658	6,015	292,643	
	栄 養 士	53	34.3	277,907	4,310	273,597	
	総 看 護 師 長	7	54.8	582,571	15,100	567,471	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	93	45.0	416,718	38,033	378,685	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	332	35.8	360,955	45,143	315,812	
准 看 護 師	224	43.5	337,521	55,023	282,498		

第12表 初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
大 学 卒		23.1	(11.5)	(84.0)	(4.5)	76.9
高 校 卒		8.5	(3.0)	(97.0)	—	91.5

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベースアップ
		実施	中止		の慣行なし
係 員		12.2	29.1	0.9	57.8
課 長 級		8.9	24.9	0.9	65.3

第14表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
			定期昇給実施					
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		86.7	80.7	25.0	10.4	45.3	6.0	13.3
課 長 級		71.1	64.7	20.8	6.3	37.6	6.4	28.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職段階	昇給制度				昇給制度 なし
	あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	89.1	(39.1)	(72.3)	(34.5)	10.9
課 長 級	75.7	(29.0)	(61.7)	(29.7)	24.3

(注) ()内は、昇給制度ありを100とした割合で、複数回答である。

第16表 雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実 施 事 業 所 割 合
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	25.1
転 籍 出 向	7.3
希 望 退 職 者 の 募 集	4.2
正 社 員 の 解 雇	0.2
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	6.7
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 派 遣 社 員 等 へ の 転 換	3.6
残 業 の 規 制	20.9
一 時 帰 休 ・ 休 業	6.5
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	1.5
賃 金 カ ッ ト	11.9
計	41.4

(注) 1 平成22年1月以降の実施状況である。
2 項目については、複数回答である。

第17表 賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	7.7	7.2
課 長 級	11.6	6.8

(注) 平成22年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第18表 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額
配 偶 者	14,815 円
配偶者と子1人	21,562 円
配偶者と子2人	27,352 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 備考 県職員の場合、扶養手当の現行の支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	56.0%
非 支 給	44.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 の最高支給額の中位階層	30,000円以上31,000円未満

備考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	343,944 円
	上半期 (A ₂)	347,324 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	697,085 円
	上半期 (B ₂)	670,658 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.03 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	1.93 月分
	年 間	3.96 月分

(注) 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.15月である。

第21表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
59.6	40.4	52.6	47.4	50.9	49.1

第22表 時間外労働等の割増賃金の状況

その1 時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い

(単位：%)

時間外労働の月60時間の積算の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	59.6	51.9
法定休日の労働時間を含めない	40.4	48.1

その2 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率

(単位：%)

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参 考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	13.2	13.2	4.3	4.3
30%	28.9	42.1	21.6	25.9
29%	—	42.1	—	25.9
28%	1.7	43.8	2.8	28.7
27%	—	43.8	—	28.7
26%	0.2	44.0	0.3	29.0
25%	56.0	100.0	71.0	100.0

第3 人事院勧告

第23表 人事院による報告及び勧告の概要

I 民間給与との比較

月例給	公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較 ○民間給与との較差 $\Delta 757$ 円 $\Delta 0.19\%$ 〔行政職俸給表（一）…現行給与 395,666円 平均年齢 41.9歳〕 〔俸給 $\Delta 637$ 円 俸給の特別調整額 $\Delta 51$ 円 はね返り分等（注） $\Delta 69$ 円〕 （注）地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分
ボーナス	昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較 ○民間の支給割合 3.97月 （公務の支給月数 4.15月）

II 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差（マイナス）を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

- 1 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（ $\Delta 1.5\%$ ）

※ 医療職（一）（人材確保のため）、指定職（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない

2 さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

行政職俸給表（一）	1による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ（平均改定率 $\Delta 0.1\%$ ）。その際、中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ
指定職俸給表	行政職俸給表（一）の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ（ $\Delta 0.2\%$ ）
その他の俸給表	行政職俸給表（一）との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表（一）等は除外）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

- 3 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ（35,200円→35,100円）

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分
（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
22年度 期末手当	1.25月（支給済み）	1.35月（現行1.5月）
勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.65月（現行0.7月）
23年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.675月	0.675月

〔実施時期等〕 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（ $\Delta 0.28\%$ ）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

＜超過勤務手当＞ 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

Ⅲ 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

Ⅳ 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

(1) 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

(2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

(3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

Ⅴ 公務員人事管理に関する報告

1 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

(1) 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み（内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する）と特徴（市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違）を十分踏まえて行う必要

(2) 自律的労使関係制度の在り方 ～基本権制約の程度等に応じたパターン

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置（仲裁制度）が必要

パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用

(3) 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

- ・ 国会の関与（法律・予算）と当事者能力の確保
- ・ 労使交渉事項と協約事項の範囲
- ・ 交渉当局の体制整備
- ・ 付与する職員の範囲
- ・ 給与水準の決定原則や考慮要素
- ・ 職員団体の代表性の確保

(4) 検討の進め方

基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便益・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

2 基本法に定める課題についての取組

(1) 採用試験の基本的な見直し

- ・ 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題
- ・ 意見公募手続（本年6月）を経て、新たな試験制度の全体像を提示
 - － 現行のⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種試験を廃止し、試験体系を再編
 - 〔 *総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験 *専門職試験
 - 〔 *一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等 *経験者採用試験
- ・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備

(2) 時代の要請に応じた公務員の育成

- ・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実
- ・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研究員制度において博士号を取得させるための方策を検討

(3) 官民人事交流等の推進

- ・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定
- ・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討

(4) 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

3 その他の課題についての取組

(1) 非常勤職員制度の改善

ア 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施

イ 非常勤職員の育児休業等

育児休業等を行うことができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置

(2) 超過勤務の縮減

府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要

(3) 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

- ・ 心の健康の問題による長期病休者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
- ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

第23-2表 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の概要

常時勤務することを要しない職員（非常勤職員）について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業法を改正

1 非常勤職員の育児休業

(1) 非常勤職員について、子が1歳に達する日（配偶者がその日以前に育児休業をしている場合には、1歳2か月に達する日）まで、育児休業をすることができるようにすること

(参考) 育児休業をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き任用されることが見込まれない職員
- ③ 子が1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は再び採用されないことが明らかな職員
- ④ 1週間の勤務日数が2日以下である職員

等を予定。

(2) 非常勤職員について、継続的な勤務のために特に必要な場合には、子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができるようにすること

(参考) 継続的な勤務のために特に必要な場合としては、

- ① 保育所入所を希望しているが、入所できない場合
- ② 配偶者が死亡した場合
- ③ 配偶者が負傷、疾病等により子を養育することが困難な状態になった場合

等を予定。

2 非常勤職員の育児時間

非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができること

(参考) 育児時間をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
- ② 1週間の勤務日数が2日以下である職員

等を予定。

3 実施時期

平成23年4月1日から実施

(参考) このほか、要介護者を介護するため、1回の要介護状態につき連続する93日の期間内で休暇を取得することができる介護のための休暇の制度の導入についても措置する予定（人事院規則事項）。

第4 標準生計費

標準生計費の算定方法（平成22年4月）

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	… … …	食料
住居関係費	… … …	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	… … …	被服及び履物
雑費 I	… … …	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	… … …	その他の消費支出 (諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成22年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、平成22年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国と本県の費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

参 考 1人世帯の算定方法

$$1人世帯の標準生計費（さいたま市）= 1人世帯の標準生計費（全国） \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

（注） 1人世帯の標準生計費（全国）については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成22年4月の各費目別標準生計費を算定したものである。

第24表 世帯人員別標準生計費(平成22年4月)

さいたま市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	31,980	39,660	49,450	59,240	69,040
住居関係費	33,910	58,810	53,030	47,250	41,480
被服・履物費	9,120	6,120	7,970	9,810	11,660
雑費Ⅰ	39,130	61,500	77,380	93,270	109,150
雑費Ⅱ	11,730	24,510	24,960	25,400	25,850
計	125,870	190,600	212,790	234,970	257,180

第5 労働経済指標

第25表 労働経済指標

項目 年度 年月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所定内給与 (調査産業計)						③ 所定外給与 (調査産業計)	
	埼玉県		全国		埼玉県			全国			埼玉県	全国
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	金額	前年度比 前年同月比	パートタイム労働者比率	千円	千円
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円
平成20年度	264.0	△ 1.4	297.4	△ 1.6	243.2	△ 0.2		273.3	△ 0.9		20.8	24.2
平成21年度	264.4	△ 0.9	288.8	△ 1.6	245.8	△ 0.0		266.8	△ 1.1		18.6	22.0
平成21年4月	266.0	△ 2.9	290.6	△ 3.4	247.7	△ 0.8	30.3	269.4	△ 1.8	22.8	18.3	21.2
5月	263.7	△ 2.2	285.9	△ 3.2	247.0	△ 0.1	30.0	265.4	△ 1.7	22.9	16.7	20.5
6月	263.1	△ 3.0	288.0	△ 2.7	246.2	△ 1.0	30.6	267.8	△ 1.3	23.2	17.0	20.2
7月	265.7	△ 1.2	288.0	△ 2.8	248.3	0.9	30.5	267.1	△ 1.5	23.3	17.4	20.9
8月	264.8	△ 1.3	287.5	△ 2.3	246.8	0.4	30.7	266.4	△ 1.3	23.2	18.0	21.1
9月	263.7	△ 1.5	288.0	△ 2.1	246.4	0.0	31.5	266.6	△ 1.3	23.2	17.3	21.3
10月	265.5	△ 0.3	289.5	△ 1.9	246.6	0.6	31.0	267.0	△ 1.3	23.4	18.9	22.5
11月	266.7	1.1	289.4	△ 1.4	247.9	2.0	31.2	266.3	△ 1.1	23.5	18.8	23.1
12月	270.0	1.7	289.8	△ 0.7	249.1	1.6	31.0	266.5	△ 0.9	23.7	20.9	23.4
平成22年1月	259.9	△ 0.6	288.0	0.0	241.0	△ 0.9	33.3	265.0	△ 0.4	23.4	19.0	23.0
2月	259.6	△ 1.5	289.1	0.0	239.0	△ 2.4	33.3	265.8	△ 0.9	23.4	20.6	23.3
3月	263.9	0.7	292.0	1.4	243.4	△ 0.8	33.0	268.1	0.2	23.4	20.5	24.0
4月	267.7	0.6	294.9	1.4	245.4	△ 0.9	32.4	270.3	0.3	23.0	22.2	24.6
5月	265.6	0.7	289.2	1.1	243.4	△ 1.4	31.5	265.8	0.1	23.1	22.2	23.4

資料出所：①～⑤厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」⑥総務省「家計調査」
⑦県統計課「消費者物価指数」⑧日本銀行「企業物価指数」

(注) 1 ①、②、⑦、⑧は平成17年平均=100とした指数を基礎としている。
2 ①～⑤は事業所規模30人以上の数値である。
3 ⑥の平成20年度、平成21年度の欄は、それぞれ平成20暦年、平成21暦年の数値である。

④ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 所定外 労働時間数 (調査産業計)		⑥ 消 費 支 出 (名 目)								⑦ 消費者物価指数		⑧ 国内企業 物価指数
				全 世 帯				勤 労 者 世 帯						
				さいたま市		全国		さいたま市		全国				
埼玉県	全国	埼玉県	全国	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比
時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
142.8	151.1	11.6	12.1	337.8	△ 3.2	296.9	△ 0.3	363.4	△ 0.7	324.9	0.5	1.0	1.1	3.1
144.0	148.1	11.0	11.2	341.6	1.1	291.7	△ 1.7	358.6	△ 1.3	319.1	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.7	△ 5.2
148.4	152.4	10.8	10.7	398.0	5.5	306.3	△ 1.4	367.4	△ 4.1	344.5	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 4.1
137.3	140.4	10.2	10.2	313.8	0.5	285.5	△ 0.9	311.4	△ 9.3	317.2	0.6	△ 0.8	△ 1.1	△ 5.6
147.6	152.6	10.5	10.3	296.0	△ 13.8	277.2	△ 1.7	323.1	△ 12.7	299.4	△ 2.8	△ 1.1	△ 1.8	△ 6.8
150.8	154.7	10.7	10.8	314.6	△ 13.0	285.1	△ 4.5	356.4	△ 11.8	316.6	△ 4.2	△ 1.9	△ 2.2	△ 8.4
138.1	144.5	10.1	10.6	308.8	6.2	291.0	△ 0.1	328.1	0.1	318.1	△ 1.4	△ 2.0	△ 2.2	△ 8.5
144.1	147.1	11.1	11.1	374.7	28.9	277.1	△ 1.5	405.6	30.7	301.8	△ 1.9	△ 2.0	△ 2.2	△ 7.9
146.0	149.7	11.5	11.7	377.0	2.0	287.8	△ 1.3	428.5	0.4	306.4	△ 2.3	△ 2.4	△ 2.5	△ 6.8
147.0	149.7	11.1	11.8	339.2	△ 3.7	284.7	△ 0.0	357.8	△ 8.8	303.6	△ 2.1	△ 1.9	△ 1.9	△ 5.0
147.1	148.0	12.2	12.1	418.3	16.8	337.9	0.3	408.0	15.9	359.3	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.7	△ 3.8
135.6	140.9	10.8	11.5	395.0	18.0	291.9	0.2	364.4	6.8	321.6	△ 0.0	△ 1.9	△ 1.3	△ 2.2
141.5	145.8	11.0	11.7	328.6	13.9	261.2	△ 1.8	302.3	△ 2.2	285.2	△ 3.5	△ 1.6	△ 1.1	△ 1.6
144.2	151.8	11.6	12.3	374.8	11.9	320.0	3.0	408.9	11.6	352.6	2.3	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.3
150.7	156.4	12.2	12.6	407.2	2.3	300.0	△ 2.1	338.7	△ 7.8	331.6	△ 3.7	△ 1.6	△ 1.2	△ 0.1
139.9	143.1	10.9	11.7	310.9	△ 0.9	280.7	△ 1.7	321.2	3.1	303.3	△ 4.4	△ 1.4	△ 0.9	0.5